

申込要件

町外から当町へ移住を希望する方で 次の各号の条件を具備する方

(1) 自己の居住の用に供する住宅を取得するまでの期間等、移住の検討に要する期間に居住を希望する者

- 住宅の建設または購入など奈井江町への移住を検討している方で、検討する期間に奈井江町に居住を希望する方が対象です（一般の公営住宅等の入居要件に合わない方）
- 使用期間満了後に奈井江町への居住を拘束するものではありません
- 入居者の世帯要件はありません（単身・世帯問いません）
- 収入額の要件はありませんが、住宅の家賃については、公営住宅の家賃算定基準により入居者及び同居者全員の収入額に基づき算定します
- 入居者及び同居者全員の収入を証明できる書類（所得証明書、源泉徴収票など）の提出が必要です
- 使用期間は原則1年間としますが、特別の理由があると認められるときは最大5年を限度に更新できるものとします

(2) 申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと。

- 警察署へ照会を行います

(3) 申込者及び同居予定者が市町村税等、市町村に納付すべき公共料金を滞納していないこと。

(4) 敷金（家賃の2か月分に相当する額）を指定する期日までに納入できること。

(5) 共益費の集金及び納入ができること（共用部照明の電気料金、浄化槽運転の電気料金等）

- 共益費がかかる団地においては入居者間での取決めに従い、集金及び納入してください
- また、別途各町内会においての会費や活動等についてもご協力をお願いします

(6) 犬・猫等のペットの飼育及び預かりの禁止。

- 他の入居者への迷惑行為となる可能性がございますのでペットの飼育及び預かりを禁止しております